

改正

平成29年12月12日告示第296号

令和3年12月28日告示第290号

令和4年12月9日告示第280号

多治見市地域集会所施設整備等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、地縁による団体が新築等しようとしている、又は維持管理している集会所について、新築等又は維持管理に必要な経費の一部を補助するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集会所 地域住民が相互交流を行い、地域文化の向上及び福祉の増進を図るため、地縁による団体が維持管理する集会施設又は公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館を除く。）をいう。
- (2) 取得 集会所として既存の建物を取得することをいう（用地を併せて取得することを含む。）。
- (3) 増改築 増築とは、集会所の建て増し等により床面積を増加させることをいい、改築とは、集会所の全部若しくは一部を除去し、又はこれらの全部若しくは一部が災害等によって滅失した後に、引き続きこれと用途、規模及び構造の著しく異ならない建築物を建てることをいい、両者を併せて増改築という。
- (4) 改修等 別表第1に掲げる集会所の既存の壁、天井、床、屋根等を改修し、若しくは設置し、又は集会所の耐震補強工事を行うことをいう。
- (5) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な指針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添の指針に基づき実施され、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の耐震診断判定委員会又は岐阜県知事の認める専門機関に結果の判定が諮られる耐震診断をいう。
- (6) 耐震補強工事 次の表の左欄に掲げる建築物について、前号に規定する耐震診断を行った結果、同表の中欄に掲げる耐震性能であった場合、それぞれ同表の右欄に掲げる耐震性能に適合させるための工事をいう。

建築物	耐震性能	
	耐震補強工事前	耐震補強工事後
木造の建築物	上部構造評点が1.0未満	上部構造評点が1.0以上
鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物	I s 値が0.6未満	I s 値が0.6以上かつC T・S D値が0.3以上

- (7) 建設用地購入 集会所を新築する目的をもって土地（補助金交付申請の日から3年以内に集会所の建設工事に着手する予定地を含む。）を購入することをいう。
- (8) 集会所用地借地 集会所用地を借りることをいう。
- (9) 上部構造評点 木造建物の耐震性能を示す指標で、保有体力を必要体力で除した数値をいう。
- (10) I s 値 耐震診断を行うことにより求められる建物の耐震性能を示す構造耐震指標をいう。
- (11) C T・S D 値 鉄筋コンクリート造が主な構造の建物が持っている、地震による水平方向の力に対して対応する強さをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、新築、取得、増改築、改修等、耐震診断、建設用地購入又は集会所用地借地であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 取得は、集会所が昭和56年6月1日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けて着工し、同法第7条第4項に規定する検査済証の交付を受けた建築物であること。

(2) 耐震補強工事は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（この号及び別表第3において同じ。）が建築士法に基づき設計し、かつ、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の耐震診断判定委員会又は岐阜県知事の認める専門機関に耐震性能の判定が諮られた設計により、建築士が建築士法に基づき監理する工事であること。

(3) 耐震補強工事及び耐震診断は、集会所が昭和56年5月31日以前に着工されたもので、現に集会所として活用しているものであること。

(4) 集会所用地借地は、集会所用地が、現に集会所の用に供されているものであること。

(5) 新築又は増改築をする場合の既存施設の取り壊しの経費については、補助金交付の対象としないものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の代表者又は当該代表者から集会所の維持管理について委託を受けた者

(2) 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体又は当該認可地縁団体から集会所の維持管理について委託を受けた者

（補助率等）

第5条 補助率、補助限度額等は、別表第2に定めるところによる。

2 補助金交付の対象となる費用に対する他の補助金等の収入金があるときは、当該対象となる費用から当該収入金の額を控除するものとする。

3 算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事業計画書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事業計画書に別表第3に掲げる書類を添えて、原則として、事業実施予定の前年度の市長が指定する日までに提出するものとする。

(1) 新築、取得、増改築（単年度計画）、改修等（単年度計画）、建設用地購入又は集会所用地借地 地域集会所施設整備等事業計画書（別記様式第1号）

(2) 増改築又は改修等（いずれも3年以内で原則連続して整備する複数年度計画） 地域集会所施設整備等事業年次計画書（別記様式第2号）

(3) 耐震診断 地域集会所耐震診断事業計画書（別記様式第3号）

（補助金交付申請）

第7条 前条の規定により事業計画書を提出した者（以下「申請者」という。）は、事業着手前までに地域集会所施設整備等補助金交付申請書（別記様式第4号）又は地域集会所耐震診断補助金交付申請書（別記様式第5号）に、別表第3に掲げる書類を添えて提出するものとする。

（交付決定通知）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに審査し、補助金の交付の可否を決定し、地域集会所施設整備等補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第6号）又は地域集会所耐震診断補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業の計画を変更又は中止しようとするときは、地域集会所施設整備等事業計画変更・中止承認申請書（別記様式第8号）又は地域集会所耐震診断事業計画変更・中止承認申請書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書を受理したときは、速やかに審査し、承認を決定したときは、地域集会所施設整備等事業計画変更・中止承認書（別記様式第10号）又は地域集会所耐震診断事業計画変更・中止承認書（別記様式第11号）により、不承認を決定したときは、地域集会所施設整備等事業計画変更不承認通知書（別記様式第12号）又は地域集会所耐震診断事業計画変更不承認通知書（別記様式第13号）により、補助事業者には通知するものとする。

（概算払）

第9条の2 市長は、特に必要があると認めたときは、第8条の規定により通知した補助金の概算払をすることができる。この場合において、概算払を受けようとする補助事業者は、地域集会所施設

2 前項後段の規定により、概算払の請求があったときは、市長は速やかに補助金を交付するものとする。

第10条 新築、取得、増改築、改修等、建設用地購入又は集会所用地借地の補助事業者は、事業完了後、速やかに地域集会所施設整備等事業実績報告書（別記様式第14号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第11条 市長は、補助事業者から前条の実績報告書を受領したときは、速やかに審査し、補助金の交付額を確定し、地域集会所施設整備等事業補助金交付額確定通知書（別記様式第16号）により補助事業者に通知するものとする。

第13条 補助事業者は、この要綱に基づく補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、同日前において市長が指定する日までに事業計画書が提出され、承認を得ている事業については、この要綱に基づいて、承認を得たものとみなす。

別表第1 2 総務の款 4 地域活性化推進事業の項 4 地域集会所施設整備事業の目を次のように改める。

3 前項の規定による改正前の多治見市補助金等交付要綱に規定する地域集会所施設整備等事業に係る補助金は、この要綱に基づき交付された補助金とみなす。

4 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に行う増改築又は改修等に関するこの要綱の適用については、別表第2増改築の項中「3分の1」とあるのは「2分の1」と、「300万円」とあるのは「450万円」と、同表改修等の項中「3分の1」とあるのは「2分の1」と、「200万円」とあるのは「300万円」とする。

るのは「300万円」と、「300万円」とあるのは「450万円」と読み替えるものとする。

附 則（平成29年12月12日告示第296号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年12月28日告示第290号）

- 1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の各告示の規定による様式（以下「旧様式」という。）により現に提出されている文書は、改正後の各告示の規定による様式により提出されている文書とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年12月9日告示第280号）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第4項及び別表第1から別表第3までの規定は、この告示の施行の日以後に行う事業について適用し、この告示の施行の日前に行った事業及び現に行っている事業については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

内容	備考
壁	補修を伴わないクロスの張り替え、壁塗りを除く。
天井	補修を伴わないクロスの張り替えを除く。
床	補修を伴わないクロスの張り替えを除く。
屋根	補修を伴わない塗り替えを除く。ただし、防水塗装は対象とする。
換気扇の改修又は設置	天井又は壁工事と併せて行う場合のみ対象とする。
照明器具（天井埋込み型）の改修又は設置	天井工事と併せて行う場合のみ対象とする。
空調設備の改修又は設置	
トイレ	安全性、バリアフリー、ユニバーサルデザインを考慮した便器の付け替え、床の張り替え等建物本体の改修を伴う場合のみ対象とする。
トイレのスロープ又は手すりの改修又は設置	
玄関のスロープ又は手すりの改修又は設置	
上下水道配管工事	建物内での工事のみ対象とする。
電気工事	建物内での工事のみ対象とする。
テレビ配線工事 ケーブルテレビ工事	建物内での工事のみ対象とする。
土地造成	
設計委託	補助対象外事業に係る設計を除く。
耐震補強工事	

別表第2（第5条関係）

事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	備考
新築又は取得	新築又は取得に要する経費	補助対象経費の3分の1以内	1,400万円	
増改築	増改築に要する経費（100万円以上の増築又は200万円以上の改築	補助対象経費の3分の1以内	300万円	・新築後又は取得後10年以内は対象外とする。 （災害又は火災が原因で、改築若しくは改修するとき又はその

	に限る。)			他市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。)
改修等	別表第1に掲げる改修等に要する経費(20万円以上のものに限る。)	補助対象経費の3分の1以内	200万円 (ただし、耐震補強工事とそれ以外の改修等を併せて行うときは、300万円)	・災害又は火災以外の理由により、3年以内に原則連続して整備する年次計画書(別記様式第2号)が申請者から提出され、許可したときは、当該事業を一つの事業とみなし補助限度額の範囲以内で交付することができる。
耐震診断	耐震診断に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	100万円 (ただし、2,000円/㎡以内)	
建設用地購入	建設用地購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	1,000万円	
集会所用地借地	集会所用地の借地に要する経費	補助対象経費の10分の9以内	集会所建築面積の3倍又は集会所用地の借地面積のいずれか小さい方をSとした場合 (S/固定資産評価額が算出されている土地全体の面積)×当該土地の固定資産評価額×50/1,000 円	

別表第3 (第6条、第7条、第9条の2、第10条関係)

事業	事業計画書提出時	補助金交付申請書提出時	実績報告書の提出時又は概算払の請求時
新築	位置図、設計書又は見積明細書、図面、収支計算書、現況写真、土地の所有者が分かる書類(登記簿謄本の写し等)、土地使用賃貸借契約書案	左記に変更がない場合は、同じものを添付。変更がある場合はそれが分かるもの。ただし、見積明細書については、交付申請の日前概ね3か月以内に発行されたもの。	収支計算書、支払領収書又は振込金受取書の写し、完成写真、建築確認済証、工事請負契約書の写し
取得	位置図、現所有者の住所・氏名・地積・用途・建物の概要(建築面積、延床面積、構造)が分かるもの、見積明細書、売買契約書案、収支計画書、現況写真、建築物図面、検査済証		収支計算書、支払領収書又は振込金受取書の写し、所有権移転後の住所・氏名・地積・用途が分かる書類(登記簿謄本の写し等)、建築物図面、検査済証
増改築	位置図、設計書又は見積明細書、図面(増改築前と後が分かるもの)、収支計算書、現況写真		収支計算書、支払領収書又は振込金受取書の写し、完成写真、建築確認済証(確認申請が必要なとき)、工事請負契約書の写し
改修等	位置図、設計書又は見積明細書、図面(改修前と後が分かるもの)、収支計算書、現況写真		収支計算書、支払領収書又は振込金受取書の写し、完成写真、建築確認済証(確認申請が必要なとき)、工事請負契約書の写し

	耐震補強工事の場合は、耐震診断の結果が分かる書類、建築士が建築士法に基づき設計し、かつ、（一社）岐阜県建築士事務所協会の耐震診断判定委員会又は岐阜県知事の認める専門機関に耐震性能の判定が諮られた設計であることが分かる書類		
耐震診断	位置図、設計書又は見積明細書、図面、収支計算書、現況写真、建築時期が分かる書類		耐震診断の結果が分かる書類、（一社）岐阜県建築士事務所協会の耐震診断判定委員会又は岐阜県知事の認める専門機関に耐震診断の結果の判定が諮られたことが分かる書類、支払領収書又は振込金受取書の写し、調査状況写真、収支計算書
建設用地購入	見積書、土地売買契約書案、現所有者の住所・氏名・地積・用途が分かるもの、収支計算書、現況写真	左記に変更がない場合は、同じものを添付。変更がある場合はそれが分かるもの。	収支計算書、支払領収書又は振込金受取書の写し、所有権移転後の住所・氏名・地積・用途が分かる書類（登記簿謄本の写し等）、土地売買契約書の写し
集会所用地借地	収支計算書、土地使用賃借契約書（案）を含む）、建築面積が分かるもの、土地の所在地・借地面積が分かるもの	左記に変更がない場合は、同じものを添付。変更がある場合はそれが分かるもの。土地使用賃借契約書（当該年度分の分かるもの。）	支払領収書又は振込金受取書の写し

上記以外で、市長が必要と認める書類等。

※位置図は集会所の位置、方位、地名が分かるもの

※図面の縮尺は100分の1から500分の1程度のもの

※概算払を行う場合にあっては、次のとおりとする。

- （１） 概算払の請求時にあっては、支払領収書又は振込金受取書の写しに代えて、請求書の写しを添付すること。この場合においては、実績報告書の提出時に支払領収書又は振込金受取書の写しを添付すること。
- （２） 所有権移転を伴う事業においては、概算払の請求時にあっては、所有権移転後の登記簿謄本の写し等の添付を省略することができる。この場合においては、実績報告書の提出時に所有権移転後の登記簿謄本の写し等を添付すること。
- （３） 実績報告書の提出時において、概算払の請求時に添付した書類の内容に変更がない場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。

別記

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 8 条関係）

様式第 7 号（第 8 条関係）

様式第 8 号（第 9 条関係）

様式第 9 号（第 9 条関係）

様式第10号（第 9 条関係）

様式第11号（第 9 条関係）

様式第12号（第 9 条関係）

様式第13号（第 9 条関係）

様式第13号の 2（第 9 条の 2 関係）

様式第14号（第10条関係）

様式第15号（第10条関係）

様式第16号（第11条関係）

様式第17号（第12条関係）